

契約保証金について

令和7年12月10日

「契約保証金」の対象案件は、契約締結時までに契約金額の10分の1以上を保証金として納めてください。

なお、下記に該当する場合は、納付が免除となりますので、免除を希望される場合は契約締結時までに契約保証金免除申請書と下記の必要書類を契約課へ提出してください。

《契約保証金の免除を申請する場合の必要書類》

契約保証金免除申請書

⇒発注図書または市ホームページから様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえご提出ください。

《契約保証金の納付が免除となる場合の必要書類》

① 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

⇒ 履行保証保険証券（原本）の提出が必要です。

② 過去2年の間に国又は地方公共団体（公社、公団、川口市も含む）と締結した物品売買契約の履行実績のうち、実績契約金額が契約しようとしている金額と同程度であったものが2件以上あるとき。

⇒ 契約書の写し（2件分）の提出が必要です。
(川口市との契約実績の場合は提出不要とします。)

※ 「過去2年」の考え方は、原則、当該年度・前年度・前々年度とします。
例：令和6年度の契約→令和4・5年度及び6年度中に履行の完了した契約

※ 「同程度」の金額は、実績契約金額が契約しようとしている金額の70%以上とします。